

○曾林益君 私は國連軍との協定に關しまして、政府に緊急質問をいたしました。和條約第六條(a)項によりますれば、すべての占領軍は、日米安全保障條約に基く駐留軍は別といたしまして、如何なる場合におきましても、平和條約の効力の発生後九十日以内に日本から撤退しなければならないであります。安全保障條約署名に際しまするアチソン・吉田交換公文によりますれば、平和條約第五條によつて、日本が国連に対しまして、国連憲章に従つてとる行動についてあらゆる援助を與えることを約しておりますから、平和條約の発効後も、国連加盟国の軍隊が極東における国連の行動に従事する場合には、加盟国がこのよくな軍隊を日本国内及び附近において支持することを許し、且つ容易にすることを約しております。軍隊を支持するというの是非常にあいまいな言い方でありまするが、サポートという言葉を使つております。以上の二つの國際約束から出て来まする結論は、從來日本に英連邦軍が占領軍としておつたのでありまするが、これらは七月二十六日までに撤退しなければならないということが第一の原則でございます。但し朝鮮動乱が現に繼續中でありまするので、この條件につきましては改めて、日本と當該国連加盟国との間若しくは国連当局との間に協定を結ばなければなりません。若しその協定が七月二十六日までにできないといたしまするならば、やはり原則は動かし得ません。英連

邦軍は撤退しなければならないのあります。(その通りと呼ぶ者あり)七月二十七日以後におきましても、このような協定ができるない場合には、その場合におきましても、吉田・アチソン交換公文があるのであるから、英連邦軍は日本に残つておつてもいいのだというような議論は断じて成立いたしません。何となれば、この交換公文といふものは、この国連軍部隊を日本に支持することに対しまして、これを許諾し又は便宜を與えるという一つの予約に過ぎないのであります。これは協定そのものではございません。又これは一般的な心構えというようなものであります。従つて、從来日本におりました旧占領軍に対しまして、それが留まつてもいいという法的根拠を與えるものではないであります。飽くまでも原則は、平和條約第五條の、先ほど申し上げました効力後九十日以後は留まることはできないということになるのでござります。以上のような関係から、本員といたしましては、再三再四国会におきまして、外務委員会におきまして、政府に対しまして、この協定を締結しろ、かように督促して參つたのであります。が、すでに七月二十六日は日曜に迫つているのであります。而もここに何らの協定ができておらないことは、甚だしき政府の重大なる怠慢であると言わなければなりません。(拍手)がよくなわけで、私が今日、本会議におきまして質問する緊急性をおわかり願いたいと思うのであります。

地方におきましては、国連軍と日本の労働者との間にいろいろな紛争事件が起つておりますし、海員組合及び進駐軍労働組合からしまして、政府に對しまして陳情並びに抗議が行われ、そのたゞに我々は政府の善処を要望して参つたのでありますするが、今日に至るまで何ら改善されておらないのであります。従つて、先に一万の進駐軍労働組合がストライキをするというような不詳なよりも重大なる事態を惹き起したのであります。このことは、国連軍に対しまくる労務提供が果して直接雇用であるか、或いは間接雇用であるか、これらの原則すら確立されておらない。又仮に直接雇用だということになれば、当然に日本の関係法令が全面的に適用されなければなりません。更に又、日本の労働者が不利な條件を押し付けられることのないよう、雇用條件につきましては十分なる保護の措置がとられなければならない。例えばいわゆるブリヴェーリング・ウエーブというふうなことが守られなければならぬのであります。而もそこに何らの見通しがないというようなことから、以上のような紛争が起つてゐるのであります。

更に施設又は区域の提供につきましても、英連邦軍は從来のような占領態勢の下における広大な施設及び区域を要求し、且つこれを当然に無償占有することを主張しているようであります。政府は、吉田・アチソン交換公文にいわゆる軍隊の支持(サポート)をあたかも駐屯の許容であるかのごとく解釈しておられるために、何ら解決がなされていないのであります。それのみならず、伝えられるところによりますれば、連邦軍は、この施設、区域のみな

らず、一切の点につきまして、安全保
障條約に基く駐留軍と同等の待遇を要
求している由であります。これは甚
だしく不當なる要求と言わなければな
りません。若し朝鮮におきまする戦闘機
に従事することが日本の安全のために
なるのだから、駐屯の費用等は日本が
負担しろという議論で来るならば、北
鮮や中共に対する戦略物資の禁輸によ
つて最大の経済的な犠牲を拂つてゐる
のは一体どこの國であるか、又朝鮮の
亂が拡大された場合に、最初の而も最
大の危険をこうむる地域はどこの國で
あるか、それは日本じやないかと私は
反問したいのであります。侵略者に対
する共同制裁につきましては、國際平
和と安全の維持という崇高な各國共同
の目的から協力して いるのであります
て、それが特定國の当面の利益に合致
するしないということは、これはまた
別問題でなければなりません。

特に最近國民の神経を最も焦ら立た
せているものは、国連軍に所屬する軍
人の犯罪につきまして、その搜査逮捕
に関する司法警察権と、処罰に関する
裁判管轄権の帰属が不確定な点でござ
ります。吳市におきます英連邦軍所屬
軍人の犯罪が果して最近非常に激増し
たのであるかどうか、この事実につき
ましては、私自身として判断の資料は
持つておりませんが、併し、かかる問
題が起つた、よつて來たるゆえんのも
のは、政府の怠慢により現に協定がで
きておらないからであることに間違い
はないと思うのであります。(「その通
り」と呼ぶ者あり)

そこで、先づ次の点につきまして政
府の所信を伺いたいのであります。
先づ外務大臣に対しましてお伺い

たしますが、国連軍との協定はいつまでも綿結するおつもりであるか、又国会の承認はいつ如何にしてお求めになるおつもりであるかを伺いたいのです。更に協定の相手方は誰であるか、又国連軍当局であるか、或いは関係国連加盟国別であるか、この点を伺いたいと存じます。次に労務提供について伺いますするが、これは間接雇用の方式をとるか、或いは直用の方式をとられるか、若し直用であるといたしまするならば、日本の法令の遵守とブリヂエーリング・ウェーブー條項の設定を、事実上雇用條件が悪化しないような保障を如何にして協定内に取り付けをお考えであるかどうかを伺いたいと存じます。

次に、司法管轄権と裁判管轄権の帰属については、少くとも軍隊の地位に関する北大西洋條約当事国間の協定にならつて、日本の安全に關する犯罪や、日本の領域内で犯し日本の法令で罰することのできる犯罪に關しましては、公的な任務の遂行上行われた犯罪を除きましては、日本が裁判管轄権を有し、且つ司法管轄権を持つこととなるべきではないかと存じますが、この点はどうなるかをはつきりと伺いたいと存じます。それから国連軍部隊でない国連軍の個々の軍人の犯罪、例えば横須賀におけるフィリピン軍人の犯罪事件のこととは、当然に日本の管轄権に属すると思ひまするが、これは協定に盛つもりであるか、それとも協定によらずともその点を明確にし得るお考えであるかを伺いたいと存じます。

次に、外務大臣及び大蔵大臣に伺いたいと存じます。吉田・アチソン交換公文によりますれば、国連軍部隊の日本

の施設及び役務の使用に伴う費用は、現在通りに、又は日本國と關係國連合加盟國との間で別に合意されたるに負担されるものとすることになります。おどりまするが、当然に關係國の負担においてなすべきであり、日本が占領軍に対してもしたと同様に日本の負担が、その点は如何にお考えであるか。費用の負担の問題ではございませんが、実は供與すべき便宜は占領軍に付するものではなく、従つて軍隊の支持が必要な程度に限らるべきではないか。従つて施設、区域の提供等につきまして、当然に從来と變つた非常に制約的なものにならなければならぬと思いますが、その点はどうか。労務その他物品の需用等につきましても説明を求めていたと存じます。又伝えられるところの回転資金とは如何なるものであるか、その予算措置をどうするかにつきましても大藏大臣に伺いたいと存じます。

以上の点につきまして伺いました上で、再質問も許して頂きたいと存します。(拍手)

○国務大臣(岡崎勝男君) お答えいたしました。先ず英連邦軍の地位の問題でございますが、英連邦軍は講和発効後では占領軍の一部であったことは勿論であります。従いまして、吉田・アチソン交換公文によりまして、かかる軍隊の日本に存在することは認められているのであります。而してその條件について

は只今具体的に交渉中でありまするが、七月二十六日という只今曾祢君の指摘されました期日は、これは占領軍の撤退期限であります。で、英連邦軍は只今申しましたように、吉田・アチソン交換公文によつて認められました。ソノ関連ではないと政府は考えておりまます。〔嘘だよ」と呼ぶ者あり〕従つて国連軍との協定が七月二十六日までに成立しなければならんという理由はないと言じております。

なだ、それではこの協定ができるまでの間、如何ような取扱をするのかと云ふことになりますが、これは国際法並びに国際慣行によりまして種々の規定があるであります。その規定は、例えば今指摘されました裁判管轄権とか、或いは税の問題とか、その他いろいろありまするが、大体においてこの国際法なり国際慣行なりによりまして規律できると信じております。只今のところは未だ協定ができておりませんので、それ以外の明確でない場合があつりましたときは、両国間の交渉によりまして、事件々々によつて適当な措置を講じようと考えてゐるわけあります。

又、裁判管轄権の問題は一番困難な問題でありまするが、これも最近の国際慣習及び一般の国際原則に基きまして、双方の立場を考えて、最も合理的な方式に落ち着けようと思つて、只今交渉中であります。先方はもとより、國連勧告に基いて朝鮮で共同に平和擁護の行動に當つてゐる軍隊が、日本において差別的な待遇を受けることは、

軍隊の士気を維持する上にも困窮しておるという主張をいたしております。政府としましては併しながら、できるだけ国連協力の趣旨は貫く考え方であります。ですが、そうかといつて直ちに行政協定する点があるのです。従つて、日本種々研究中であり、又事実協議中であります。なお、曾祢君の指摘されました北大西洋條約に基く軍隊の地位に関する協定、これの方程式はいずれの国において最も進んだ取扱の方式と考えられていると思いますが、遺憾ながら未だこれは批准を完了していない、案でありますので、「いつ批准されるか」と呼ぶ者あり)これは只今のところ直ちに適用する段階に立つてないことを考えております。

直接雇用であるか間接雇用であるか——これは米駐留軍のときも問題になりますて、当然直接雇用であることが原則でありますけれども、間接雇用を希望する労務者の声に応じまして、間接雇用の方式を米駐留軍については原則としてとつておるのであります。併しこれには種々の費用が必要なわけですが、ありますて、その費用の問題が英領雇用との間に解決できれば、間接雇用の方式もとれると思つておりますが、只今そういう点について交渉中であります。

なお、吳市における種々の犯罪の問題も御指摘になりましたが、これは我々のほうでも関係者を派遣いたしましたとして、現地の調査をいたしました。その結果は、必ずしも一部に伝えられておりはどのものではないのであります。なお、この事件の件数が占領軍よりも増加しているのではないかと、うことにつきましては詳細に調査いたしましたが、事件の増加という事實は認められないのです。(「大変悪いものだ」と呼ぶ者あり)併しながら政局としては、できるだけ速かに協定を締結いたしまして、こういう問題も根本的に解決いたすつもりでおります。

なお、いつ一体協定を国会に提出するかといふお話をありまするが、これは勿論話し合ひが付きましたならば、新しい国会に提出する予定で只今で

合してお送りするのであります。それで申しますと、先にも申しました通りまだ交渉中であります。期はこの交渉には直接関係はない、信じております。

最後に、費用の問題については、蔵大臣からもお答えがあると思いますが、政府としては、原則的には、これは国連軍の費用は国連軍が負担すべきものと考えております。その趣旨でいろいろ只今交渉中であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君〕 お答え申上げます。

国連軍の費用負担の問題につきましては、先ほど岡崎國務大臣がお答えになつた通りでございまして、原則といたしましては、これは関係国が負担すべきもの、日本が負担すべきものでないと私は考えております。只今のところ実際問題といたしまして、いろいろな費用は国連軍で負担しております。今お触れになりましたように、わゆる回転資金の問題が新聞にも載っております。又事務当局からもう少しの程度のことは聞いておりますが、ここでお答えするだけの段階に至つおりません。検討を加えている状況があるのであります。(拍手)

〔曾祢益君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 曾祢君、何ですか。

○曾祢益君 再質問をいたしたいといたします。

○議長(佐藤尚武君) よろしくおなまえです。曾祢益君。

○曾祢益君 只今外務大臣から御答があつたのですが、先ず基本的な問

官 報 (号 外)

交換公文によつて国連軍が日本にいる
ということは、これは先ほど私が申上
げましたように一つの心構えであります
して、それは從来日本におつた占領軍
であつた英連邦軍といふものが、この
吉田・アチソン交換公文さえあれば、
いわゆるそれだけで日本に法的に存在
する——外務大臣は存在するという言
葉を使いましたが——根拠には断じ
てならない。これは飽くまで政府とし
てもそのつもりで、何とか九十日の余
裕期間中に協定を作ることく試みた形
跡も大いにあるのですから、でき
ない。できない場合には吉田・アチソ
ン交換公文があれば何とかそれをカ
バーできるという非常な無理な解釈を
しておられると言わなければならな
い。(「壳弁的解釈」と呼ぶ者あり)これは
断じてさよくな解釈は認められないの
であります。そういうことになります
すれば、平和條約第六條に、一切の国
連、否、連合軍の部隊は九十日以内に
撤退しなければならないという、この
大原則は何のために作つたかわけがわ
からない。(「その通り」と呼ぶ者あり)
これでは、安全保障條約の場合は別と
しても、外國軍隊、占領軍がそのま
ま日本に残つておつても差支えないとい
う重大なる結果を招來するのであります
(「その通り」と呼ぶ者あり)私はこ
の意味におきまして、七月二十六日ま
でにこの協定ができなかつた場合の政
府の責任は極めて重大である。(「そ
の通り」と呼ぶ者あり)

ます。(拍手)

の国会軽視であるということであります。即ち、我々の承認するところによれば、この議会は七月三十日で、わかつこれ以上日延べは私はあり得ないと思ふのであります。ですが、そういうことにいたしますれば、この協定がいつできました。協定ができたときには、協定が先に調印されて、国会の事前承認の憲法第七十三條の原則は覆えられるのではないか。(「その通り」と呼ぶ者あり)私の承知するところでは、このよくな協定は原則として批准算項はないと思ひます。して見れば、批准算項なき條約につきましては、国会の事前承認が憲法第七十三條の大原則であるのであります。(拍手)国会閉会中に政府はこの国会尊重を如何なる形においてなされ

の問題に適用がないとおつしやいまして、たが、それはあなたが行政協定に闇室がある問題と間違えられておるのではないのか。北大西洋同盟條約当時国際の軍隊連合の地位に関する協定の精神がいいとどうならば、それが批准されておろうが批准されるまいが、少くともあの再び行政協定に關するごとき因権損失的な問題を作らずに、少くとも国連軍との協定に於いては、北大西洋同盟條約が批准されておろうがおるまいが、それと同等の権利を有するべきではないか。この点に關して、いま一つ明確なる御答弁を願ります。（拍手、「批准がいつまでもできないぞ」「しつかりしていないぞ」と呼ぶ者あり）

格を持つてゐる所以であります。国連軍は全然そういう性格を持つております。従いまして、占領軍と国連軍とは違うのであります。国連軍が日本に駐留を認められるといいたしましても、これは占領の統治でないことは明らかであります。

なお曾祢君は、この国会の事前承認を求めるべきであつて、「その通り」と呼ぶ者あり）今交渉しておりまする協定は批准條項を入れるものでない、こういうふうに結論をされまして、国会軽視ということを論じられました。が、私は批准條項を入れるつもりで交渉をいたしております。従いまして曾祢君のお考えは当らないのです。

いて協定を結ぼうと考えているのではありませんで、そのためには時日がかりりますけれども、併し時日がかかつてでもできるだけいい協定、正しい協定をとるという趣旨で努力をいたしておる 것입니다ので、さよう御承知を願たいと思います。（「腹が痛いよ」とぶ者あり、その他発言する者多し、答弁は他日に留保されました。）

○國務大臣（岡崎勝男君）お答えいたします。
只今曾祢君は、吉田・アチソン交換公文は、一種の心構えといふが、或いは予約といふか、そういうものであるというお話をあります。政府はさよにうに考えておりません。これは國際聯極の一項と考えましたので、特に国国会に提出いたしてその承認を求めております。（「その通り」と呼ぶ者あり）国会は承認をいたしております。従いまして、これは私は國際約定であると信じております。

なお、平和條約の第六條は占領軍の撤退に関する規定であります。そこで、占領軍の性格というものは、只今申上げた通り連軍の性格とは全く

○鶴川先生　私は只今の波多野鼎君の動議に賛成いたします。
○議長（佐藤尚武君）　波多野君の動議に御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（佐藤尚武君）　御異議ないもろと認めます。よつてこれより発言を許します。波多野鼎君。
〔波多野鼎君登壇　拍手〕
○波多野鼎君　私は安全保障諸費の生
い方についての緊急質問をいたしました。
と思ひます。
二十七年度の予算審議におきま
して、いろいろな問題が不明確のままま
会の議決を終るに至りましたことは、
当時我々の甚だ遺憾とした点であります
が、その不明確な経費のうち、結局は
安全保障諸費といふものにつきまして

てによつて國し い使 計の 議 省

は、幾度も質疑応答が重ねられましたけれども、最後までこれは明確にならなかつたものであります。なぜ明確にならなかつたか。その主なる原因を考えますと、第一にこういう点が挙げられると思います。即ち安全保障費用の大部 分は、占領軍が駐留軍に変じて、どの部隊が留まるのか、これによつて、応じて、六大都市から地方に移転をする、その移転の費用が大部分である。然るに日本独立後、駐留軍としてどれほど駐留するかについては最後まで秘密にされておりました。従つて、安全保障諸費用中の、占領軍移転の経費なるものの算定の基礎が全く不明のままで五百六十億円なるものの議決がなされたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)即ち政府は、これだけの経費を承認してもらいたい、併しながらこの経費算定の合理的な基礎たる駐留軍の部隊の數などについては、これを明らかにすることができぬといふ態度で、與党的多数を頼んで押し切つたのであります。

陸海空軍を削減して、他の緊急なる民生費を安定の経費に廻すべきであるといううえで解が相當強くなつておつたのであります。然るに大蔵大臣は、このリツジウエイ司令官の意向なるものは、これでは個人的な希望的な見解に過ぎないと主張いたしまして、強引に五百六十億円の議決を要請いたしたのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）かくて安易な障諸費は性格不正確のまま今日に至っておりますのであります。ところが、最も聞くところによりますと、リツジウエイ元最高司令官の見解は、單に個人的な希望的な意見ではなくて、十分根柢のあるものある、而もアメリカの予算の裏付けができた意見であるということが伝られております。そこで大蔵大臣にして次の諸点を質したいと思うのです。

聞くところによりますと、池田大蔵大臣は、近く総選挙を前にいたしまして、貧乏人を棄にせよというスローガンを発明されたそうであります。(笑) 声、「本当にですか」「麦を食えはどうした」と呼ぶ者ありこれは貧乏人を棄に生活させようという意味で、(米を食わせるか)と呼ぶ者あり貧乏人を棄に往生させようという意味では断じてないことを信ずるものであります。若し不用部分が生じたならば、民生安定のためどのような経費に振向ける構想を持つておいでになるか、これを承わりたいのであります。戦争の犠牲者や、傷痍軍人の援護の問題、生活保護費の増額の問題、給與ベースの引上げの問題、地方財政平衝交付金の増額の問題、こういったような諸問題は、二十七年度予算の審議中において各委員から熱烈に希望された点であります。が、そうしてこれらの希望を満たすためには財源は幾らあつても足りないという状態であります。幸いに或いは仮に三百億円以上の駐留軍移転費が費用になれば、こういうような経費のうち、これなどどういふうにお使いになるかということをお伺いいたします。これを他の経費、即ち警備予備隊と海上保安隊以外の経費に振向けようとすれば、予算の補正をする必要がござります。補正予算は來たるべき繰上げ国会に提出するかどうかということにつきまして、政府のほうではまだ意向がきまりづいていないように承わっておりますが、この際このような不必要な費用が出たのに応じて、予算の補正をする意向があるかどうかをはつきり承わっておきたいと思います。我々の国民の血税であるものが、三百億円以上その用途不明

にならうとしておる現状であります。行方不明になるかも知れない。これは誠に看過すべからざる事態であります。歳相は以上の諸点について、國民に対し事の真相を明快にする意味の答弁をしてくれるよう私は強く要望するものであります。

以上お尋ねいたします。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手

○國務大臣（池田勇人君）お答え申上げます。安全保障諸費五百六十億円になります。五百六十億円につきましては……（笑声）五百六十億円につきましては、先般、予算委員会、本會議で申上げたところと何ら変つておりません。内容不明とおっしゃいますが、内容は御説明したはずでござります。又リッジウェイ司令官のお話の点につきましても、あなたがここでおつしやつたような気持は今も變つておりません。（「氣持かと呼ぶ者あり」従いまして、五百六十億円のうち三百六十億円余るとか三百八十億円出でますというふうな考え方、私は持つております。こう答えますと、この次のことにつきましては、お答えする必要がないのであります。たゞ電話通りに海上保安庁或いは警察予備隊のほうに流用移用の規定はどうあります。必要が起れば流用移用は或る程度認めの承認なくともできるのであります。ただ若し方が一、万が一そうなことが起つた場合に、何百億といふの予算の流用移用といふものは、予算の法規上はできましても、政治的には相当むずかしい問題じやないかと思うのであります。ただ問題がこの前まで国会で協賛を得ましたときと変つてしまふので、只今この問題についてお尋ね申上げることはできませ

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員会の報告を求めます。地方行政委員長(重ねぐく)、「重ねぐく腹が痛くなるぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

〔審査報告書は都合により附録掲載〕

右の本院提出案をここに送付する
昭和二十七年六月五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

消防法の一部を改正する法律案
消防法(昭和二十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二 第二十五條第二又は第二十九條第五項(第三十條において準用する場合を含む)の規定により、消火若しくは延焼防止又は人命の救助その他の消火作業に従事した者が、そのため死傷し、負傷し、若しくは疾病にかかる又は死滅となつた場合においてしては、

はりせ防の六項一文一寸八口に西長提防あいう安楽人党がせに

- 2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。
- 3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。
- 4 婦人少年室は、第九條各号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。
- 附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

- 一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政機構改革の一環として大臣官房の事務を本來の事務である人事、総務、会計に関するものに限定し、他の事務はそれぞれ関連のある局の所掌に属せしめること即ち教科書行政に関するものは初等中等教育局で、又大学の設置認可に関する事務はすべて大学学術局において行うこととする等改正を加えようとするものであつて、概ね適切な措置と認めらるが委員会は別冊の如く修正を加えた。
- 二、事件の利害得失
この措置により行政機構を整備することができる。
- 三、費用
本法施行のため別に費用は要しない。
- 文部省設置法の一部を改正する法律案

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中「改め、同條第二項を削る。」に改める。
- 第二條の改正規定に次の二項を加える。
- 2 教育施設部においては、前項第

- 四 「大学教育」とは、大学における教育をいう。
- 第四條 第二項及び第三項を削る。
(文部省の任務)
文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらに相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十六 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、閣僚行政機関に意見を述べること。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。
- 一、要領書
本法律案は、行政機構改革の一環として大臣官房の事務を本來の事務である人事、総務、会計に関するものに限定し、他の事務はそれぞれ関連のある局の所掌に属せしめること即ち教科書行政に関するものは初等中等教育局で、又大学の設置認可に関する事務はすべて大学学術局において行うこととする等改正を加えようとするものであつて、概ね適切な措置と認めらるが委員会は別冊の如く修正を加えた。
- 二、事件の利害得失
この措置により行政機構を整備することができる。
- 三、費用
本法施行のため別に費用は要しない。
- 文部省設置法の一部を改正する法律案

- 四 「大学教育」とは、大学における教育をいう。
- 第四條 第二項及び第三項を削る。
(文部省の任務)
文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらに相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十六 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、閣僚行政機関に意見を述べること。
- 二十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立にしき認可を行うこと。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。
- 一、要領書
本法律案は、行政機構改革の一環として大臣官房の事務を本來の事務である人事、総務、会計に関するものに限定し、他の事務はそれぞれ関連のある局の所掌に属せしめること即ち教科書行政に関するものは初等中等教育局で、又大学の設置認可に関する事務はすべて大学学術局において行うこととする等改正を加えようとするものであつて、概ね適切な措置と認めらるが委員会は別冊の如く修正を加えた。
- 二、事件の利害得失
この措置により行政機構を整備することができる。
- 三、費用
本法施行のため別に費用は要しない。
- 文部省設置法の一部を改正する法律案

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立にしき認可を行うこと。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立にしき認可を行うこと。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立にしき認可を行うこと。

- 十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第二條の次に一項を加える改正規定中第十三條に次の二項を加え规定。
- 2 教育施設部においては、前條第一項に定めるもの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。
- 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のよう改める。
- 目次
第一章 総則(第一條—第五條)
第二章 本省
第三章 内部部局(第六條—第十三條)
第四章 外局(第二十八條—第二十九條)
第五章 職員(第三十條—第三十二條)
附則
第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の二号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校といふ、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立にしき認可を行うこと。

二十七 國費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き文部省に属させられた権限

第六條第一項中「調査普及局」を「調査局」に改め、同條第二項を削る。(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関する事項

(初等中等教育局の事務)

第八條 初等中等教育局においては、他の機関の所掌に属しない事項

一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に關すること。

二 内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事項。

三 教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に関する事。

四 機密に関する事。

五 大臣の官印及び省印を管守すること。

六 機構及び定員に関し、調査し、企画し、及び立案すること。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 教育、学術、文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。

九 法令案その他の公文書類の審査を行ふこと。

十 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

十一 監察に関する事。

十二 各部局の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に関する事。

十三 経費及び收入の決算を作成すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部局及び

十六 大臣官房の事務

し、指導、助言及び勧告を與えること。

二 地方教育費に関する事。

三 地方公務員たる教育関係職員の任免、給與その他の身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関する事。

四 国立高等学校(国立大学附置のものを除く)に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

五 初等教育、中等教育及び特殊教育(以下「初等中等教育」といふ。)の振興に関する企画し、及び援助と助言を與えること。

六 初等中等教育のための補助に関する事。

七 教育職員の免許、養成及び大學生における現職教育並びに研究者の養成に関する企画し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補助を行ふこと。

九 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関する事。

十一 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関する事。

十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関する事。

十三 外国人留学生の教育に関する事。

十四 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に関する情報資料を收集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十三 左のよろな方法によつて、学校管理、教育課程、學習指導法、生徒指導その他の初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

四 手引書、指導書その他の事務的出版物を作成し、及び利用に供すること。

五 大学教育の基準の設定に関する事。

六 大学の行う通信教育に関する事。

七 教育職員の免許、養成及び大學生において行う現職教育並びに研究者の養成に関する企画し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補助を行ふこと。

九 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関する事。

十一 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関する事。

十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関する事。

十三 外国人留学生の教育に関する事。

十四 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に関する情報資料を收集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。
 十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の關係者に対し、専門的技術的な指導と助言を與えること。
 イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 ロ 大学教育及び学術に関する研究集会その他の懇親会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

(社会教育局の事務)
 第十條 社会教育局においては、左の事務を行ふこと。

一 國立科学博物館、國立近代美術館及び日本芸術院に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行ふこと。

二 社会教育(國民の文化的生活向上のための活動)を含む。以下この條において同じ。の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五 社会教育としての通信教育に関する方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育指揮者その他の關係者に対し、援助と助言を與えること。

六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育指揮者その他の關係者に対し、援助と助言を與えること。

四 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文

行うこと。

六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育指揮者その他の關係者に対し、援助と助言を與えること。

七 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。

八 藝術及び国民娛樂の向上及び普及に關し、援助と助言を與えること。

九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。

十 国民体育館を管理し、及び運営すること。

(調査局の事務)
 第十一條 調査局においては、左の事務を行ふこと。

一 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用すること。

二 文部省の調査統計について、年次計畫を立案し、及び調整すること。

三 外國の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

四 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文

行うこと。

六 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

七 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

八 國立語研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行ふこと。

九 國立語研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行ふこと。

十 公費又は私費による在外研究費を援助すること。

十一 外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に関する事務を行ふこと。

十二 大学教授の国際交換に関する事務を處理すること。

十三 外國出版物の購入、交換等に関する事務を處理すること。

十四 広報に關すること。

十五 国立国会図書館文部文部省図書館に關すること。

十六 国語の改良及びその普及に関する事務を行ふこと。

十七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に関する事務を行ふこと。

十八 宗教法の規則等の認証をすること。

十九 学校施設の基準の設定に関する事務。

二十 学校施設の基準の設定に関する事務。

二十一 学校施設の基準の設定に関する事務。

二十二 学校環境の整備、学校施設の確保等に關し、連絡調整すること。

二十三 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十四 公立の文教施設の復旧整備のための補助に關すること。

二十五 国立の文教施設の復旧整備に關する予算案を準備し、及び國立学校(これに附置する機関を含む)の施設を復旧整備すること。

(管理局の事務)
 第十二條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 文部大臣がその所轄局である学校法人について認可及び認定を行うこと。

二 私立学校に關する行政の制度について企画し、並びにこれらを行ふこと。

三 文部大臣がその所轄局である学校法人の經營に關し、調査し、及び指導と助言を與えること。

四 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に關すること。

五 学校給食に關し、指導、助言及び援助を與えること。

六 文部省共済組合及び公立学校共済組合に關すること。

七 職員(内部部局の職員を除く)の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

八 地方公務員たる教育關係職員の福利厚生に關し、援助と助言を與えること。

九 教育、学術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十 教育用品に關し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

十一 学校施設の基準の設定に関する事務。

一二 学校環境の整備、学校施設の確保等に關し、連絡調整すること。

一三 大学教授の国際交換に関する事務を行ふこと。

一四 広報に關すること。

一五 国立国会図書館文部文部省図書館に關すること。

一六 国語の改良及びその普及に関する事務を行ふこと。

一七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に関する事務を行ふこと。

一八 宗教法の規則等の認証をすること。

一九 学校施設の基準の設定に関する事務。

二〇 学校施設の基準の設定に関する事務。

二一 学校施設の基準の設定に関する事務。

二二 学校施設の基準の設定に関する事務。

二三 学校施設の基準の設定に関する事務。

二四 学校施設の基準の設定に関する事務。

二五 学校施設の基準の設定に関する事務。

二六 学校施設の基準の設定に関する事務。

二七 学校施設の基準の設定に関する事務。

二八 学校施設の基準の設定に関する事務。

二九 学校施設の基準の設定に関する事務。

三〇 学校施設の基準の設定に関する事務。

三一 学校施設の基準の設定に関する事務。

三二 学校施設の基準の設定に関する事務。

三三 学校施設の基準の設定に関する事務。

三四 学校施設の基準の設定に関する事務。

昭和二十七年七月二十一日 参議院会議録第六十七号 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外七件

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

第三十九條の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に關する第十四條の二第五号、第六号及

び第八号に掲げる事務を分掌する。
2 復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九條の十 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。
第三章を次のように改める。

第四十條及び第四十二條 刪除
附則 第三章 削除
第三十九條の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。
復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九條の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 引揚援護厅設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)は、廃止する。

第三十九條の八 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

3 この法律施行の際引揚援護厅に勤務する職員は、別に辞令が發せられない限り、厚生省の担当の職員となるものとする。

4 宮房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

5 第十條第一項の改正規定を削る。
附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

6 大臣官房に宮房長を置く。

名 称	位 置	管 輄 区 域
東 部 復 員 連 絡 局	大 阪 市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県
西 部 復 員 連 絡 局	福 岡 市	長野県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県
(復員連絡局支部)		静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県
東 部 復 員 連 絡 局 支 部	仙 台 市	福岡県 広島県 山口県 德島県 香川県 愛媛県 高知県
中 部 復 員 連 絡 局 支 部	名 古 屋 市	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 鳥取県 島根県
中 部 復 員 連 絡 局 支 部	廣 島 市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
中 部 復 員 連 絡 局 支 部	名 古 屋 市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
中 部 復 員 連 絡 局 支 部	香 川 県 船 湾 町	鳥取県 島根県 岡山県 三重県 富山県 石川県
中 部 復 員 連 絡 局 支 部	福 岡 市	德島県 香川県 岡山県 高知県

(所掌事務)		第六款 地方復員部
第三十九條の七 復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。		(名称、位置及び管轄区域)
第三十九條の八 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。		までに掲げる事務を分掌する。
第三十九條の九 地方復員部の名前を附し、要領書を添えて、報告する。		第三十九條の八 地方復員部の名前を附し、要領書を添えて、報告する。
第三十九條の十 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。		第三十九條の八 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

名 称	位 置	管 輄 区 域
横 須 貢 部	横 須 貢 市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県
吳 地 方 復 員 部	吳 市	群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
佐 世 保 部	佐 世 保 市	愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
舞 鴉 地 方 復 員 部	舞 鴉 市	山形県 新潟県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月十四日
内閣委員長 河井 順八
参議院議長 佐藤尙武殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政機構改革の一環として從来總理府の外局におかれていた首都建設委員会を建設省の外局として設置し、委員会の事務局の職員は計画局の職員のうちから兼ねて任命することとし、又本省に監察官十人以内を置き所管行政の監察を行わせる等改正を加えようとするものであつて、概ね適當の措置と認めるが委員会は別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失
この措置により行政機構を整備し得る利益がある。

三、費用
本法施行のため別に費用は要しない。

建設省設置法の一部を改正する法律

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 謙治

参議院附議長佐藤信正題
建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

(一)の法律の目的 める。

第一條 この法律は、建設省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めることとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第三條 国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百二十号）第三條第一項の規定に基いて、建設省を設置する。
建設省の長は、建設大臣とする。
第三條第一号中「立案」の下に「に
関する事務」を加え、同條第八号及
び第十三号中「維持及び管理」を「維

第三條第二十六号中「電気通
事業特別会計」を削り、「学校の復
整備のための營繕」の下に、「保安庁
特殊な建物の營繕」を加え、同條
二十六号の二中又は日本専売公社
を「日本専売公社又は日本電信
電話公社」に改め、「建設工事用資材
加工及び」を削り、同條第二十七
条を削り、同條第二十六号の三を同
第二十七号とし、同條第二十六号
二の次に次の三号を加える。
二十六の三 公共団体、日本国
鉄道、日本専売公社又は日本
電話公社の委託に基き、建設
工事に関する調査、試験、檢
査、試験及び研究を行い、並びに建設
工事に関する調査、試験、檢
査、試験及び研究を行ふこと。
二十六の四 第二十六号の二に
げるものの外、委託に基き、
設省の所管に係る建設工事の
行に伴い必要を生じた工事を
技術者の養成及び訓練を行ふ
こと。
二十六の五 第二十六号の三に
げるものの外、委託に基き、
要な河川工作物について、
査、試験及び研究を行うこと。
第三條第二十九号中「試験、」の
に「検定」を、「事務を処理し、」の
に「建設技術に関する指導並びに
設技術に関する試験及び研究の助
務を処理すること。

第四條第一項中 河川局 道路局 都市局 住宅局

務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で建物の營繕に関するものをつかさどる。

第八條第一項を次のように改め
る。

土木研究所は、第三條第八号、第九号、第十一号、第十三号、第

十四号、第二十六号の二及び第一
十六号の四に規定する事務のうち
建設省の施行する建設工事に係る

特殊な工作物の設計に関するもの、第二十六号の五に規定する事務並びに同様第二十六号の三及び

第二十九号に規定する事務のうち、
土木に関する調査、試験、検定、

二木に關する論文
研究及び技術の指導並びに技術者
の養成及び訓練に関するものをつづ

かたどる機関とする。

建築研究所は、第三條第一千六

号、第二十六号の二及び第二十六号の四に規定する事務のうち特殊

な建築物の設計に関するもの並びに同條第二十六号の三段が第二十

は同條第二十号の三及び第二
九号に規定する事務のうち建築及
び都市計画(第一項)の開拓、貯水、

ひ都市計画に関する調査 試験
検定、研究及び技術の指導に関する

るものをつけざるとする機関とする。

故大臣の詰問に応じて官庁當緒に
する重要事項を調査審議し、当該
について関係国家機関に勧告

その他官厅營繕法に関する権限

當該に
し、
行

に勧告する権限に改める。

「藝術に關す」

官庁 営繕審議会	建設大臣の詰問に応じて官庁 営繕法に関する事項を調査審議し、当該告示し、その他官庁 営繕法に関する権限を行うこと。
建設省の所管行政に係る技術に関する主要事項を審査すること。	建設省の所管行政に係ること。

第十條第一項の表中
官庁當審議會

建設大臣の詔問に応じて官庁當審議會の開催する重要な事項を調査審議し、当該事項について關係國家機關に勧告し、その他の官庁當審議法に関する権限を行うこと。

第三十三條 精神衛生法の一部改正
第三十四條 結核予防法の一部改正
正規
第三十五条 統計法の一部改正
第三十六條 連合国財産の返還等
に関する政令の一部
改正
第三十七條 他の法令の一部改正
附則
(法務府設置法の一部改正)
第一條 法務府設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のよう改める。
「法務省設置法」
「法務大臣」に、「法務府令」と「法務省令」に改める。
第一條から第十一條までを次のように改める。
第一條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條
第二項の規定に基いて、法務省を設置する。
法務省の長は、法務大臣とする。
第二條 法務省は、左に掲げる困
の行政事務を一體的に遂行する
責任を負う行政機関とする。
一 檢察に関する事項
二 行刑に関する事項
三 恩赦及び更生保護に関する事項
事項
四 國の利害に關係のある争議
に関する事項
五 国籍、戸籍、住民登録、登
記及び供託に関する事項
六 人權の擁護に関する事項

七 出入國の管理及び外國人の登録に関する事項

八 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項

九 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項

十 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項

十一 前各号に掲げるものの外、他の機關に屬しない法務に関する事項

第三條 法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

法務局

入国管理局

第四條 大臣官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

法務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四 各部局の所掌事務の連絡調整
五 所管行政の考査に関する事項
六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
九 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
十 涉外事務に関する事項
十一 公安審査委員会の業務に関する事項
十二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
十三 司法試験に関する事項
十四 経費及び收入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
十五 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
十六 職員共済組合その他の職員の厚生に関する事項
十七 営繩に関する事項
十八 他の部局の所管に属しない法律の作成に関する事項
十九 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査

二十九 法務に関する統計に関する事項

三十 收集、整備及び編さんによる事項

第六條 民事局においては、左の事務を掌る。

- 一 国籍に関する事項
- 二 戸籍に関する事項
- 三 住民登録に関する事項
- 四 登記に関する事項
- 五 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 六 供託に関する事項
- 七 公証に関する事項
- 八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 九 人權侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 十 民間における人權擁護運動の助長に関する事項
- 十一 人權擁護委員に関する事項
- 十二 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人權の擁護に関する事項
- 十三 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 十四 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第七條 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察事務及び検察庁に関する事項
- 二 犯罪人の引渡しに関する事項
- 三 犯罪検査の科学的研究に関する事項

五 刑事に関する法令案の作成
に關する事項

六 犯罪の予防その他の刑事に関する事項で他の所管に屬しないもの

第八條 矯正局においては、左の事務を掌る。

一 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項

二 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項

三 矯正職員の教養訓練に関する事項

四 犯罪人の指紋に関する事項

五 矯正に関する事項で他の所管に屬しないもの

六 平和條約第十一條による法の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第九條 保護局においては、左の事務を掌る。

一 恩赦に関する事項

二 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項

三 不定期刑の終了及び退院に關する事項

四 保護觀察に関する事項

五 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護觀察所に関する事項

六 保護司及び更生保護事業に関する事項

外(号)報官

21

(別表) 七

名 称	位 置	管 辖 区 域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

(別表) 八

名 称	位 置	管 辖 区 域
東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域

奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域

官報(号外)

青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域
(別表) 九		
名 称	位 置	管 轄 区 域
大村入国者收容所	大村市	大村市
横浜入国者收容所	横浜市	横浜市
(別表) 十		
名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県 秋田県 福島県 岩手県 青森県 山形県
東京入国管理事務所	東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県 県 富山县 三重県 岐阜県 福井県 石川県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県 県 京都府 大阪府 和歌山县 香川県 愛媛県 高松市 高知県 岡山県
神戸入国管理事務所	神戸市	兵庫県 奈良県 滋賀県
高松入国管理事務所	高松市	高知県 岡山県
松江入国管理事務所	松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所	下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県 大分県 (門司市を除く) 長崎県の内上原郡 佐賀県 熊本県 壹岐郡 下県郡及び

大村入国管理事務所	大村市	長崎県 (上県郡、下県郡及び壱岐郡を除)
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	鹿児島県
鹿児島市	鹿児島県	鹿児島県

(別表) 十一

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理事務所小樽港出張所	小樽市	釧路市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所	室蘭市	小樽市
札幌入国管理事務所函館港出張所	函館市	室蘭市
仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市	函館市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市	青森市
仙台入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市	函館市
東京入国管理事務所東京港出張所	東京都	東京都
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都	東京都
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横浜市	横須賀市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市	横須賀市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市	川崎市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市	清水市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市	名古屋市
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市	敦賀市
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市	神戸市
神戸入国管理事務所下津港出張所	舞鶴市	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所広島港出張所	玉野市	舞鶴市
高松入国管理事務所宇野港出張所		

高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市
下関入国管理事務所吳港出張所	吳市
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所	鹿児島市
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
(犯罪者予防更生法の一部改正)	
第一條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。	
「第二章 更生保護委員会 第一節 委員会の設置及び組織(第三條—第五條)」を「第二章 更生保護委員会 第一節 中央更生保護部局及びその職員(第二十一条—第二十七条)」に改める。	
(委員の任命)	
第一條 委員は、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。	
第二條 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために関する事務をつかさどる。一 法務大臣に対し、特赦、特	
(審査会の権限及び所掌事務)	
第三條 中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)は、左に掲げる権限を有し、その権限に	
一 調査院の同意を得ることを得ることがで	
(審査会の組織)	
第四條 審査会は、委員三人で組織する。	
第五條 委員は、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。	
第六條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
第七條 委員は、非常勤とする。	
(委員の職務)	
第一節 中央更生保護審査会	
第二節 機関	
第三節 保護審査会(第三條—第十一條)	
第四節 保護委員会(第十二條—第十七條)	
第五節 第二節 委員会の権限(第十八條—第二十七條)	
(委員の罷免)	
第八條 法務大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁治産の宣告せられたときは、その委員を罷免しなければならない。	
第九條 委員は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に職務上上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるとときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。	
第十條 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。	
第十一條 審査会の議決は、委員の過半数の意見による。	
第十二條 審査会がその機能として行う調査又は審理は、審査会の指名	

により、いずれか一人の委員で行なうことができる。

(庶務) 第十一条 審査会の庶務は、法務省保護局において処理する。

第二節 地方更生保護委員会

(地方委員会の権限及び所掌事務)

第十二条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八條及び第三十條第二項に依る行政官厅として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。

二 長期と短期を定めて言い渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行ふこと。

三 仮退院及び退院を許すこと。

四 その他この法律又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限。

五 地方委員会は、前項に掲げるものの外、保護觀察所の事務の監督に関する事務及びこの法律又は他の法律により地方委員会の所掌する事務をつかさどる。

(地方委員会の組織)

第十三条 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(地方委員の任期)

第十四条 地方委員の任期は、三年とする。

(委員長) 第十五条 地方委員会に、委員長を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。

3 委員長の職務は、委員長に事務があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、地方委員が行う。

(決定その他の議決) 第十六条 地方委員会は、この法律の規定により決定をもつてなすべき処分(第四十三條の規定による申請を含む。)に関して合議体でその権限を行う。

2 合議体の評決は、その合議体を構成する地方委員の過半数の意見による。

3 合議体の決定は、次定書を作成して行わなければならない。

4 第一項の処分に関するものを除く外、地方委員会の所掌に属せしめられた事務の処理は、地方委員会の議決によるものとす。

5 第十條第一項及び第二項の規定は、地方委員会の議決によるものとす。

6 第三項の規定は、第一項の合議体に、それぞれ適用する。

(事務局)

第十七条 地方委員会に、事務局を置く。

2 地方委員のうち法務大臣の指名する者は、事務局長として、地方委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

3 前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。

第二十一條から第二十七條まで
令で定める。

2 第二十八条中、「中央委員会の定を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。」を削除する。

3 第三十九條中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

4 第三十條第二項及び第三項中、「委員」を「地方委員」に、同條第二項中、「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

5 第三十一條中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第三項中、「中央委員会の規則」を「法務省令」に改め、同項但書を削る。

6 第三十二條第一項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但し、本人が重傷である場合には、この限りでない。

7 第三十三條第一項中、「中央委員会の監督の下で、」を削る。

8 第三十四條第二項中、「第三十一條第三項若しくは第三十九條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項を第三十一條第三項又は第三十八條第一項の規定により定められた特別の遵守事項」に改める。

9 第三十六條第二項を次のように改める。

2 前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。

3 第三十九條第一項及び第二項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護觀察所の長」に改める。

4 第四十條第一項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護觀察所の長」に改める。

5 第四十一條第一項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

6 第四十二條第一項及び第二項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護觀察所の長」に改める。

7 第四十三條第一項及び第二項中、「地方少年委員会」を「保護觀察所の長」に改める。

8 第四十四條第一項及び第二項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて」を削除する。

第三十七條第一項中、「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護觀察所」に改め、同條第二項を削る。

3 第三十九條第一項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護觀察所」に改め、同條第二項を削る。

4 第四十條第一項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護觀察所の長」に改める。

5 第四十一條第一項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

6 第四十二條第一項及び第二項中、「地方少年委員会」を「保護觀察所の長」に改める。

7 第四十三條第一項及び第二項中、「地方少年委員会」を「保護觀察所の長」に改める。

8 第四十四條第一項及び第二項中、「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて」を削除する。

保安庁の設置、これは總理府の外局とすること、三には、経済安定本部を既設置したこと、四には、法務府を省、即ち行政組織法の機關の中の省に移すということ、そして法制意見の三局を統合して法制局としたとして、これを行政組織法以外に移しまして、内閣に法制局を設置するというのであります。五には、電気通信省を廃止いたし、企業体とすること、この中には國際電気通信といふものは政府出資の特殊会社とするという案であります。

第四は、只今の構想に基きまして定員法の定員の整理関係が出て参りまして、およそ三千五百人ということになります。この三千五百人の整理に関しては、その措置といたしまして、定員外制度を設けること、それから退職手当をこの前の整理と同じく入割を與えること、その他、法律には關係ありませんが、転職斡旋を十分にするいろいろなこと等であります。

第五には、施行期日といたしまして、本年の七月一日ということになつておるのであります。これは当然修正をいたすべき点であります。

第六には、これに関する點であります。而してこれは極く大体の決定であります。ありますから、個々の案につきましては必ずしもこの通りに行つておりますが、大体の方針を申上げます。第一

には、行政委員会、即ち外局、これの存廃につきましては、政府は審判的的性質を有するものを存置いたして、それ以外のものは廃止するという方針であります。存廃につきましては、政府は審判的性質を有するものを存置するといふものであつてもこれを存置するという意見であります。第二は、外局の存廃につきましても、行政委員会に対する同じ考え方を持つております。第三には、官房又は局にあるところの各部、特に必要あるものはこれを国家行政組織法の附則別表第二に移しまして、二十四條の二の第一項、第二項の昭和二十七年七月三十一日までは」というのを「当分のうち」といたしましてこれを認めました。併しこれは今後の濫設を嚴に戒める考え方であります。第四には、監、これは改正案においてて設いたしました。監はこれを認めないと。その理由は、この性格が甚だ不確であるといふことと、行政上の責任の所在が明確でないということです。第五には、次長……局長の次長であるといふことと、所掌事務の性質及び事務分掌責任を勘案いたしまして、特に存置の必要ありと認めたものに限つてこれを存置するということ。第六の官房長も同様であります。第七には、部、次長、「部長を原則として認めない。只今申ました通りそういうのは各省庁において審議を整理して、有力なる課長を置き、これをを中心とする行政の運営を期待する、こういう点であります。これから日程に上つておりまする案につきまして、委員会において審議いたしました経過並びに結果を報告

たしますが、詳細を盡すことと避けます。そして、努めて各案の内容を申上げます。明瞭にいたします。原案に対して坦白に申上げようとするのであります。行政管理厅設置法の一部を改正する法律案について申述べます。

提案の理由といたしましては、現行の行政機構の簡素化を図るという方針の下に、統計委員会及び経済調査庁所掌事務の全部を、経済調査庁につき廃止する。統計委員会についてはそのままにしてはその一部を、それく行政機関に統合すると共に、行政監察機関を整備強化して、能率的且つ合理的な行政運営の確立を図ることにするところです。

その案の内容について概略申上げすれば、第一に、政府の今次の行政構改革の方針として、各種の行政委員会は審判的機能を主とするものを除いて他は廃止することになります。おりまでもこの方針に従つて、總理府の局たる統計委員会はこれを廃止する。その所掌事務と権限の全部を行政管理厅に統合いたしまして、これを掌る部部局といたしまして、從来の管理部及び監察部のほかに新たに統計基盤部を加えることとしているのであります。第二には、經濟統制の撤廃に伴て、從來主として經濟法令違反行為調査を行なつた經濟調査室を廃止して、その所掌事務のうち行政機關及び各公共企業体の監査又は調査に関する業務運営の監査に關連する限りにお

て、公共企業体の義務と國の委任又は補助にかかる業務との実施状況を保各行政機関と協力して調査することができる」といたしております。これらは監察乃至調査に関する事項処理に当るところの部局はこれを監部といたし、更にこの事務を分掌されるため行政管理庁の地方支分部局とて全国八ヵ所に地方監察局を設置して各局に内部部局として二部を置くことにいたしました。このほかに、監察が必要ある場合には、行政管理庁長官が公私の団体その他の關係者の協力をえて所要の資料の提出を求めることがあります。行政審議会は、行政管理制度及び統計審議会の二つの附属機関であります。行政審議会は行政運営に関する重事項と監察の結果に基く重要な勧告事項を調査審議する諮問機関であります。又統計審議会は、統計調査の結果、基準の設定及び検討調整並びに統計報告の調整に関する重要事項について調査審議いたし、並びにこれらの事項に關して長官に建議する機関であります。第四に、經濟調査申立て等の行為は、同法廃止後もなお努力を持つことといたして法律施行前に經濟調査官等が行なつたものであります。なお府県の段階で明、証拠の提出等の行為は、同法廃止後もなお努力を持つことといたしてあるところの地方經濟調査局は、残務の處理のために昭和二十八年三月三十二までの間新設地方監察局に附設するも殘務処理が終了すれば政令で以て

と文書の監察は、これが開くことになつておられます。内閣委員会におきましては、経済安定委員会との連合委員会を三回、内閣委員会みずからを四回開きまして審査いたしたのであります。論議の中心となりました点は監察機構に関するものであります。政府が原案の監察機構の構想について説明するところによりますと、行政監察は現在各行政機関の手で部内監察を行なつておるものであります。が、なお監察の周到を期するために行政管理庁の監察部の手によつて外部監察を行わんとするものであります。地方支分部局として全国に入つた管区に地方監察局を設置いたし、中央地方を通じて千二百二十八名の定員が予定せられておるという説明であります。現行の経済調査庁は経済法令の施行が主な任務であります。が、今後この種の事務は各省の手で行わしめることといたしますので、この際、経済調査庁法を廃止いたしまして、経済調査庁もこれに伴つて廃止することにいたすのであります。而して現在の経済調査庁職員のうちで約六割を新機構に收容いたしまして、これらの人々の監察に関する知識経験を活用せんとするといふ説明であります。委員の側からは、監察の周到徹底を期するためには、原案のごとく八つの地方部局を置くだけでは不十分であると思われる。なお各都道府県にも下部機構として地方監査局を設ける必要があるのでないかといふ強い質疑があつたのであります。これに対しまして政府は、小さな地方局を数多く置くよりも、八つの管区にまとめて強力な監察局を置いて、この強化された機構によつて機動的に監察業

務を行うことが最も能率を挙げ得るものであるとの答弁がありました。併し、委員の多數は監察の手足となるべき第一線の各都道府県に地方監察局を配置いたして監察の周到を期するのは今日の実情に照らして最も必要であるという結論であります。

討論の段階に入りまして委員会全体から次の修正案が提出せられたのであります。これはお手許に配付してありますから朗読を省略いたします。但しその趣意を申上げますと、現在の行政管理庁の地方支分部局であるところの八つの地方監察局を管区監察局と改称すること、第二には、右管区監察局の所在地以外の都道府県に地方監察局を新設するよう改めること、第三に、この改正法律の施行期日を、原案では、本年の七月一日とありまするのを、本年の八月一日に改めるといふことであります。改正の理由につきましては説明する必要がないと認められまするからこれを省きます。

討論に入りまして、竹下委員から、この終戦後に道義が乱れて不正事件が頻発しておる今日に、かような監察制度を確立いたして監察の周到を期するために、地方監察局に重点を置いて監察業務を運用することが絶対に必要であるという意味を以ちまして、この修正案を含む原案について賛成の意を表せられたのであります。従いまして、採決の結果は、この修正案を入れまし

て原案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に労働省設置法の一部を改正する法律案について申述べます。

提案の理由をいたしましては、やはり行政機構改革の方針に従いまして、労働省におきましても労働統計調査部を廃止して、特別な職をいたしまして、統計調査監を置くということ、なほこの際、婦人少年室を本省の地方支分部局として設置法に規定することでありります。内容といたしましては、只今申し上げました労働統計調査部の廃止及びこれに代るところの統計調査監の設置、第二点といたしましては、只今申しました本省の地方支分部局として各都道府県ごとに婦人少年室を設けて、本省婦人少年局の所掌する婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上と保護を図ること、婦人及び年少者に特殊な労働問題に関する事務を取扱わせるというような点であります。この婦人少年室は設置法に基く地方支分部局としては新設の機関でありまするが、從来、本省の婦人少年局の職員を各都道府県に常駐せしめて、これらの事務を行わせておりましたものを、この際、機構として中に入れようといふのであります。第三点は、労働に関する団体の役職員への就職禁止に関する労働省の権限事項を削除いたした点であります。これはボツダム宣言の受諾に伴い発するところの命令に関する

件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律の施行によりまして、労働者の事務としてはなくなつたものでありますから、これを整理するのであります。

内閣委員会は委員会を開くこと回、その際に論議の中心となりましたのは、原案におきましては大臣官房に置かれておりますところの現在ありますところの労働統計調査部を廃止いたし、これに代えて統計調査監一人を置くという点であります。労働統計は労働行政における基本的の業務でありますまして、例えば労資間における紛争の処理に当つて労働統計が如何に重要な役割を果しておるか、又日本が国際労働機関に加入いたします以上は、将来この労働統計を完備することが如何に重要であるかということを考えますときに、この部を廃止せんとする政府の原案は甚だしく労働統計の重要性に関する認識を欠く感ありといふ意見が強かつたのであります。そぞして實際におきましても、これを廃止して統計調査監を置いてみましたがところで、何ら事務の簡素化になるといふ実を擧げるとは認められないのでありまして、のみならず却つてその責任の所在が不明確になるといふ虞れがあるということでありまして、結局他の法律案においても同様な取扱がありますが、部制を復活いたしまして監を廃止するということになつたのであります。そうして

次のことを修正案が発議せられました。これもお手許にありますから朗読を省略いたしまして内容を申上げます。大臣官房は現在通り労働統計調査部を存置して原案の労働調査監を削除する、又次に、この改正法律の施行期日とするは原案では昭和二十七年七月一日とするのを昭和二十七年八月一日に改めるとするものであります。

この修正を含むところの原案を探していただきましたところが、全会一致を以て修正可決すべきものと議決いたしました。次第であります。

次に文部省設置法の一部を改正する法律案を説明いたします。

文部省の機構改革は同様に行政簡素化の趣意に則つたでありまするが、そのほかに、従来の機構のうちで不合理であり又不便な点があるので、これを改めまして、日本のこの実情に即した所要の調整を加えようとするのであります。これが提案の理由であります。その内容といたしまして、第一には、内部組織を簡素化する趣意によりまして、管理局の教育施設部を廃止し、又大臣官房の事務を本来の事務である人事、総務、会計に関するものに限定いたし、他の事務はすべてそれぞれ関連ある局の所掌に属せしめるということにいたしました。なお調査普及局という局をば調査局と名称を改めまして、結局、新機構におきましては官房とのほかに五局とするといふことにいたしました。

うのであります。第二点は、従来の機構の不合理、不便な点を改めたことであります。いまして、旧機構では指導行政と管理行政とを分離する方針をとられておつたのであります。これは連合軍司令部の考えに基いたものであります。が、併し、従来の経験によりますれば、これはよい面もありますけれども、他において不合理、不便な点があります。すのみならず、責任の所在が明らかでないという遺憾なことがあります。したので、これを合理的に且つ能率的に運営のできるように改めたのであります。この観点から改革の主なものとして例を申上げますと、先ず教科書行政に関するものといたしましては、従来教科書の内容に関する事務は初等中等教育局、教科書の刊行に関する事務は調査普及局、教科書の検定に関する事務は管理局でそれべく扱うことになつておりますて、教科書に関する事務が三局にまたがつておつたといふ不便なことがありました。これをこのたびは初等中等教育局で一体的に処理することができるようになります。これをする便なことがあります。もう一つの例は、大学の設置認可に関する事務は従来管理局の所掌とせられ、内容面を取扱つておりまする大學学術局が管理局に対して所要の勧告をするという形になつておつたであります。これらの二重行政を改めまして、大学の設置認可に関する事務はすべて大学学術局において行うことと

たしておるのであります。かような方針で、初等中等教育局、大学学術局、社会教育局、調査局、管理局等の所掌事務についてそれべく調整を加えたのであります。従つて今度できますところの新機構の官房五局の所掌事務をさして頂きます。最後に第三点といは定とか重複する規定とかいうものを整理いたしました。

内閣委員会におきましては四回委員会を開いております。この結果明らかにされた点の主なものをお申上げます。

第一には、現行の文部省の機構は、総司令部の指示に基いて、いわゆるチエック・アンド・バランスの精神に基き、指導行政と管理行政とを分離し

て、文部大臣の専断を防止せんとする趣旨に基いてできたものであります

が、この制度は、従来の経験に鑑みましても、適當でないと認め

ております。委員会もこの点につきましては政府の考え方を是認いたし

ております。第二点は、現行制度においては管理局の中に教育施設課が置かれ

ておりますのであります。この教育施設部の所掌事務は管理局のほかの事務

と著しく性質を異にするばかりでなし

に、その事務も文部行政の上で重大な比重を持つておりますが故に、單に

部制整理という理由で以てこの部を廃止せんとする原案には賛成しがたいと

さして頂きました。その修正案が提出されたのであります。

討論の段階におきまして、内閣委員会の全員から原案の一部を修正する次

の修正案が発議せられました。その修正案が発議せられたすのであります。

正案はお手許にありますから朗読を

省略いたすのであります。内容を申し

ますと、管理局に現行通り教育施設部

を廃止して、引揚援護局の地方支

分部局である引揚援護局、復員連絡局

及び地方復員部をそれべく厚生省の地

務所を廃止して、引揚援護局を内局にすることに

なつております。第三点は、原案では、特別な職として從來設けられて

いた医務局の次長を廃止し、大臣官房に

統計調査監及び国立公園監を、引揚援護局に次長二人を置くこととした点で

あります。なお、このほか必要な字句

と同じように本年七月一日とあるのを

本年八月一日に改めんとするのであります。修正の理由につきましては明瞭

でありますからこれを省略いたしま

す。

かくいたしまして修正案を含むところの原案について採決をいたしました

ところが、全会一致を以て修正可決すべきものと議決いたしました次第であ

ります。

内閣委員会は、厚生委員会と連合委員会を一回、又内閣委員会自身の委員会を三回開きまして審査に当つたもの

であります。重要な論議の点について

おいて統計調査の事務は重要な中枢的地位を占めておるのみならず、

今後厚生行政の機能を十分に發揮する

がためにはこの部の活動に期待するこ

とが多大であるにかかわらず、原案で

はこの部を廃止せんとしておるのであ

りますが、この部を廃止する理由について

は全く了解ができない。国立公園部の

はこの部を廃止せんとしておるのであ

りますが、この部を廃止する理由について

置くことといたし、委員会の事務局の職員は建設省計画局の職員のうちから兼任で任命することにいたしました点であります。第三点は、検監制度を廃止いたし、これに代えて建設技術会議を附属機関として設置し建設省の所管行政にかかる技術問題に関する重要事項を審査することとした点であります。第四は、本省に監察官十人以内を置いて所管行政の監察を行わせると共に、建設大臣が必要ないと認める場合には、建設省の助成にかかる事業の実況の検査を行わせることができます。第五点は、従来ことといたし、建設省の所管行政特に建設工事の適正な施行を確保いたそうとする点であります。第五点は、従来経済安定本部物価局において所掌しております地代及び家賃に関する事務を、経済安定本部の廃止に伴いまして建設省の住宅局の所掌事務といたし、住宅の緊急措置に関する事務、及び連合国最高司令官から政府に返還されたいわゆる特殊物件に関する事務を整理することになりましたが、この審議会において審議するを適当とする事項にとつては一部審議が未了のためにいままでして、これに伴いまして測量法に所要の改正を加えんとするのであります。

内閣委員会は五回開会いたしました。その審議の間におきましての重要な意見を申述べます。第一点は技監制度を現行通り存置せしめようとする点であります。これに關しましては建設委員会よりも現行通り技監一人を存置すべしという強い要望があつたのですあります。内閣委員会におきましても、建設省内の技術官の最高指導者としての技監を現行通り存置することと建設行政を円滑に遂行し得るやえんであります。建設技術会議の点であります。政府の提案理由によりますれば、現行の技監制度を廢止して、これを代えて建設技術会議を建設省の附帯機関として設置することになりますが、現行の技監制度を存置する限り建設技術会議はもはややく述べられたのであります。第三点といふのは設置の理由がないという意見が強く述べられては、建設委員会から、荒廃林地復旧事業と建設省の砂防事業とを統一して建設省に砂防局を設置すべしといふ強い要望が出たのであります。この点につきましては、内閣委員の多數は、砂防機構の強化とこれを実現するための一元化とは、災害頻発の国情に照らしまして最も必要と認めたのであります。修正案は提出せず、政府においてこの問題について十分検討いたした上に

最近の機会において秘防局の実現に努力せられたい旨の強い要望がなされたのであります。

かようにいたしまして、討論の段階におきまして、内閣委員長から各委員多数の意向に基いて作りました修正案を提出いたしましたのであります。その発議いたしました修正案はそのままお手許に差上げてありまするから朗読を省略いたしまするが、その要点は次の三點であります。第一点は、原案の建設省の附属機関である建設技術会議を削ること、二は、現行通り技監一人を存置すること、三は、この法律の施行期日を昭和二十七年七月一日とあるのを八月一日に改めることであります。修正の理由はこれを略します。

そこで、この修正案を含むところの原案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、法制局設置法案について説明を申上げます。この法律案の提案理由は、内閣における法制の整備統一に関する機能を強化するために、これまで法務府の所掌事務となつておりました内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、條約案の審議、法律問題に関する意見の陳述並びに内外及び国際法制に関する調査研究等の事務を内閣に移し、法制局を設置せんとするものであります。

内容について申上げますれば、第一

に、只今説明申しました事務をば内閣に置かれるところの法制局をして行わしめんとする点であります。この機関は總理府の所屬といたさず内閣の直屬機関といたしてゐるのであります。その理由は、この機関の任務が法制に関する直接に内閣を補佐するものであるというのであるからであります。第二は、法制局の組織といたしましては、その長は内閣が任命するところの法制局長官といたし、その下に次長を置き、更にその下に意見部、第一部及び第二部の三部並びに長官給務室を置くこととなつております。なお、法制局には、長官、次長のほかに、その職員といたしまして、参事官、事務官等が置かれ、部長は参事官を以て充てることといたし、その定員は現在の法務府における相当部局の定員を基礎としたしましてこれを定め、長官、次長を含めて全部で六十一人となつております。第三に、法制局長官は内閣官房長官と並んで法律問題に関する内閣を補佐する職でありますので、その地位に鑑みましてこれを特別職とすることにいたしております。第四に、関係法律の一部が改正せられまするは、国家公務員法、特別職の職員の給與に関する法律、風説法及び国家公務員のための国設宿舎に関する法律であります。

たのであります。その結果明らかになつた点、又は委員から述べられた主な意見を申上げますれば、第一には、この法律案で新設される法制局は、以前の内閣制度の下において存在しておつた法制局とほぼその構想を同じくするものであります。即ちこれは内閣法上の機関であります。が故に、その組織及び定員については、国家行政組織法、行政機関職員定員法によつて規律されるものでない、という点であります。第二は、原案では法制局の内部部局といたしまして第一部、第二部とは別に意見部が置かれているのであります。意見部では、平素、法律案、政令案、條約案等の審査に当らないことになつてはいるとの政府の説明であります。これに対して委員側の意見は、平素これら法律案等の審査に当つている者が、これら法制上について最も適切な意見を述べ得られるのであるから、法制局の三つの部はいずれも平素各法律案等の審査に当るようにするのが適当であるという強い主張が述べられたのであります。

と改めること、そのほかに施行期日については他の法律案について申上げたと同様であります。討論に入りました上院委員から、この修正案を含むところの原案は、法務府設置の当初の趣意に反するという理由を以ちまして反対の意見が述べられました。採決の結果は、この修正案を含む原案は可決すべきものと多数を以て議決せられたのであります。

次に、調達庁設置法の一部を改正する法律案について申述べます。總理府

の外局の一つでありますところの調

達庁におきまして、その組織の簡素化

を図ることとして、調達庁設置法に所

要の改正を加えたのが本案提出の趣意

であります。

内容といいたしましては、内部部局の

整理の点であります。即ち調達庁の内

部部局は官房及び財務、業務、管理、

労務の四部で構成されておりますので

あります。これを整理いたして、總

務、不動産、労務の三部にいたします

と共に、特別の職として置かれてお

りますところの次長、顧問、官房長、

部の次長を廃止せんとするものであり

ます。即ち内部部局でありまする總

務、不動産、労務の三部の所掌事務に

つきましては説明を省略いたします。第

二点は、調達庁長官の権限の委任に関

する点であります。調達庁長官は、労

務に関する事務と、行政協定第十八條

に基いて駐留軍の行為によつて生じた

損害に対する賠償についての請求の処理に關する事務の一部を、都道府県知事に委任できるという改正をしようとの意見が述べられました。採決の結果は、この修正案を含む原案は可決すべきものと多数を以て議決せられたのであります。

次に、調達庁設置法の一部を改正す

る法律案について申述べます。總理府

の外局の一つでありますところの調

達庁におきまして、その組織の簡素化

を図ることとして、調達庁設置法に所

要の改正を加えたのが本案提出の趣意

であります。

内容といいたしましては、内部部局の

整理の点であります。即ち調達庁設置法

の一部を三部に減少するほか、特別の

職として置かれておるところの次長、

顧問、官房長及び部の次長を廃止し

て、その所掌事務を大阪調達局に移

して、その所掌事務を大阪調達局に移

管せんとするのが原案であります。第

四点は、地方支分部局の調達局の内部

組織の整理の点であります。即ち調

達局は官房並びに五部で構成されてお

りますが、これを整理いたしまし

て、総務、事業、不動産の三部にせん

とすると、これで整理いたしました

のであります。なお、附加え

ておきますが、この整理によるところ

の定員の減少は千九百九十一人であります。

ましても、現在五千七十三人であるの

であります。三千八百八十二人となる

次第であります。

内閣委員会は、委員会を開くこと七

回、本案の審議に当つたのであります

が、そのうち主な点は、第一に、従来調

達局は占領軍の下部組織のとき働き

をいたして調達事務を処理して來たも

のであつたのが、講和條約発効後の今

が、そのうち主な点は、第一に、従来調

達局は占領軍の下部組織のとき働き

をいたして調達事務を処理して來たも

のであつたのが、講和條約発効後の今</

めることいたし、法務府をば法務省と改めたのであります。又現在の法制意見長官及び内閣に法制局を設置したのであります。この点につきましては先に説明いたしました通りであります。従いまして、現在法務府の所掌するところのこの内閣提出の法律案及び政令案の審議立候案、條約案の審議、並びに内閣、内閣総理大臣及び各省大臣に対する法律問題に関する意見の陳述の事務は、内閣の法制局に移管されることとなるのであります。第二は、現行の法務本府の機構といしまして置かれておるところの法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官の三長官制を廃止いたして、法務省に各省と同様に事務次官を置くこといたしております。第三に、法務府の外局たる中央更生保護委員会を廃止し、その所掌事務を担当せしめるために、法務省の内部部局として保護局を、又同省の附属機関として中央更生保護審査会を設けることとし、この中央更生保護審査会においては、個別恩赦の申出及び地方更生保護審査会の麻務は保護局をして所掌せしめ、爾余の事務と中央更生保護審査会の裁定並びに平和條約第十一條による戦犯者の赦免、刑の減輕及び仮出所の裁定に関する決定をする不申立に関する勧告に關する決定をする権限のみを有せしめ、爾余の事務と中央更生保護審査会の裁定並びに平和條約第十一條による戦犯者の赦免、刑の減輕及び仮出所の

更生保護審査会の委員は三人とし、国会の同意を得て法務大臣が任命し、その服務は非常勤といたしております。第四に、現在外務省に置かれておる入出国管理厅を廃止いたし、その所掌事務を法務省に移管することとし、そのために内部部局として入出国管理局を設け、同局に次長一人を置き、又、入出国管理厅の附属機關及び地方支分部局をすべて法務省の附属機關及び地方支分部局に改めることとしたしてあるのであります。第五に、法制意見第四局を廃止して、その事務を民事局、刑事局及び大臣官房に移管し、民事訟務局及び行政訟務局を統合して訟務局とし、その局に次長一人を置き、人権擁護局はこれを廃止して、その事務を民事局に統合いたし、人権擁護課にて取扱うことになったのであります。又官房経理部をも廃止し、更に現行の法務府研修所、検察研究所及び入出国管理厅研修所を統合して、法務研修所といたしております。これらの改正は、内局は全部で六局に縮小されるのであります。第六に、更生保護関係の地方機関を簡素合理化するため、現行の設置でありまして、その結果、法務省の委員会を統合して地方更生保護委員会とし、又少年保護観察所及び成人保護観察所を統合して保護観察所とする

共に、保護観察の事務が從来地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の所管とされていたのを、保護観察所の所管に改めることとしたとしておりました。第七に、行政機関の名称の変更でありまして、検務局を刑事局に、矯正保護局を矯正局に、中央及び地方の矯正保護研修所を矯正研修所に、矯正保護管区本部を矯正管区に、少年鑑別所を少年鑑別所に、入国管理庁出張所を入国管理事務所にそれへ改称することにいたしております。

以上が法務府関係の機構改革案の概要でありまして、このため法務府設置法及び犯罪者予防更生法の一部を改正し、又入国管理庁設置令を廃止すると共に、同令中所要の規定を出入国管理令に織り込み、更にこれらに伴う関係法令の整理をいたしておるのであります。

内閣委員会は、法務委員会と連合委員会を二回、内閣委員会を一回開きまして、本法律案の審査に当つたのであります。内閣委員会はこれを廃止し、その事務を民政局に移し、人権擁護課において所掌するとの是非に関する点であります。政府委員の答弁によりますと、人権擁護の問題は政府においても決してこれを軽視するものではないのであります。が、現在この局の定員は僅かに六十五名の少數であり、且つ事務分量から見

ても、一局として存置するのは局としての体裁をなさないから、これを廢止して、民事局をしてこの事務を行わせることとする考え方である。政府は、元老院の努力によつて、一般国民が人権に関する認識を深め、人権擁護に目覚めたのが本筋であると考えるといふ説明をいたしております。これに対しまして、法務委員、内閣委員から、現在の人権擁護局は、その規模、定員が局として存置するには小さ過ぎるのであるという説明であつても、政府の人の権利に対する至誠と熱意とを示す意味においてもこの局を廃止すべきものではない。元来その所掌する事務が極めて重要なものであるならば、その規模、定員にかかるわらず局として存置すべきである。人権侵害事件として取上げられた件数は、昭和二十三年には四十九件であったが、その後、逐次その数を増加して、二十六年には一万五千五百八十九件の多数に上つておるという状況であるのみならず、今般破壊活動防止法が成立いたしまして、今後この法律の運用に当る公務員によつて人権が不正保護の重要性が認められるが故に、局の運営には反対であるという意見が強く述べられたのであります。又人権擁護局の予算は、人件費を含めて年間五百五

六十六万円、地方法務局に配付になつておりまする人権擁護関係の予算は一千万円余であつて、人権擁護の重要な事務を処理するための人员費及び務費は如何にも僅少であるが故に、人権擁護に関する予算後政府において人権擁護に關する修正案についても一段の努力をなさないといふ希望意見が強く述べられております。

討論の段階におきまして、内閣委員会の多数の意見に基きまして、委員長から原案を修正する修正案を発議いたしましたのであります。その発議されまして修正案は、議決を経ましてお手許に付されておりまするから、朗読を省略いたします。

その修正の要点は、第一には、現行の官房長を廃止して、現行通り大臣官房に經理部を存置するということ。第二には、人権擁護局を現行通り存置すること。第三には、この改正法律案の施行期日をば他の法律案と同じ年に本年の七月一日とあるのを八月日に改めることであります。修正の由につきましては説明を省略いたしました。

討論に際しまして、楠見委員から、人権擁護機構としては将来委員会制となるのが適当であると思うが、これは今後の課題といたしまして政府において研究せられんことを要望して、修正案を含むところの原案に賛成の旨の意見がありました。三好委員からも、な

と同一趣旨で賛成であるが、ただ原案においては、外務省の入国管理局が廃止され、法務省の内局として入国管理局が新設されることになるが、政府当局において今後仕事の性質を十分に考慮して、事務の運営について遺憾なきを期せられたいという、極めて蘊蓄の深い発言があつたのであります。栗栖委員からは、人権擁護関係の予算が僅少に過ぎるから、将来政府においてこの点を十分に考慮せられたいという希望を付して、修正案を含む原案に賛成の発言がありました。上條委員及び成瀬委員からも、修正案を含む原案は、法務府設置の当初の趣旨から見て適当でないという意味を以て、この両委員からは反対の発言があつたのであります。

次いで修正案を含むところの原案について採決をいたしましたところが、多数を以て修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 調達庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、社会党がございます。発言を許します。波多野鼎君。

波多野鼎君。

とについてはまだ明確な條約ができない。或る意味においては事実の駐留であつて、法的な根拠が十分でないという点を申述べましたが、そぞろと同じ根拠に立つて、私はこの調査結果の設置法案の修正案に反対するものであります。と申しますのは、英連邦等が日本に駐留しておりまして、而もその労務などの調達につきまして日本本邦がその事実上の関與をいたしておられます。

的には十分な根拠となり得ないものである。あの吉田・アチソン交換文書は十分な法的根拠となり得ない。なぜならば、あれが仮に一種の條約であるといふましても、その條約に基いて日本国民が英連邦軍との法的な関係において何によつてその関係を規律するかといふ根拠法が全然欠けております。そのために、例えば吳地区などにおきましてはいろいろなトラブルが起つてお

新たに法制局と法務省を分離設置し、更に從来法務府の外局でありました中央更生保護委員会を廃止して、この仕事を法務省の保護局において行わしめんとするのがその主要点であります。然るに法務府の前身である法務局設置の際の提案理由の説明は次のことく

政府の最高顧問として、行政部門に対し法律上の意見の陳述又は勧告をさせることのが適当である。これが即ち法務総裁であり、法務総裁の管理する事務は法務庁でこれを掌るのであります。特にこの官庁は行政全体にまたがる任務を遂行するものがあるので、独立総務

〔議長 佐藤尚吉君〕 調達厅設置法の一部を改正する法律案に対し討論の通告がござります。発言を許します。波多野鼎君。

〔波多野鼎君登壇、拍手〕

○波多野鼎君 調達厅設置法の一部を改正する法律案につきまして、社会党 第二控室は反対の意向を申述べたいと 思います。

英連邦軍も含まれておると解釈いたしましたが、我々はその解釈を承認することができないのであります。これは日米安全保障條約によりまして、英連邦軍も含めておると解釈いたしましたが、我々はその基いて日本國に駐留する外國軍隊、こういう意味に限定して考らるべきものであります。又調達廳が事実上英連邦軍に対して調達廳の手伝いをしておりますことは、これあるから知りませんけれども、併し送ソン交換文書によつて行い得る理由は

○議長(佐藤尚武君) 法務府設置法の一部を改正する法律案に対し討論の通告がございます。発言を許します。上條愛一君。

〔上條愛一君登壇、拍手〕

○上條愛一君 私は社会党第二控室を代表しまして、只今議題となりました法務府設置法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

本法案は、従来の法務府を廃止して

は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を與え、又裁判所に対し、民事、刑事の裁判権のほか、すべての行政事件その他の法律的争訟を裁判する権限を與えておるのであります。従つて政府が憲法及び法律を忠実に施行するためには、政府自体においても、憲法及び法律の解釈適用を統一して、自主的に法に則つた政治を確保することが絶対に必要であります。このためには、政府に一元的な法務に関する統轄機関を設け、法律問題に關する

のであります。かくのごときは、新憲法下における民主政治を軽視し、法律の解釈適用を統一して法務に関する一元的な統轄をなすことを困難ならしむるものであります。今や破防法が制定せられまして、その実施については深甚なる対策を必要とし、国家の治安と国民の人権の保障に重大なる影響があります。すでに本日から施行せられます破防法の運用について、最高検と国家警察との間に意見の対立を生じておると新聞紙は報じております。又占

告がござります。発言を許します。波多野鼎君。

解釈を承認することができないのであります。これは日米安全保障條約に基いて日本國に駐留する外國軍隊、こういう意味に限定して考へべきものであるという立場をとつております。又調達厅が事実上英連邦軍に対して調達の手伝いをしておりますことは、これは事実行為としては例の吉田・アチソン交換文書によつて行い得る理由はあるかも知りませんけれども、併し法

○議長(佐藤尚武君) 法務府設置法の一部を改正する法律案に対し討論の通告がございます。発言を許します。上條愛一君。

〔上條愛一君登壇、拍手〕

○上條愛一君 私は社会党第二控室を代表しまして、只今議題となりました法務府設置法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

本法案は、從来の法務府を廃止して

決定する権限を與え、又裁判所に對し、民事、刑事の裁判權のほか、すべての行政事件その他の法律的争訟を裁判する権限を與えておるのであります。従つて政府が憲法及び法律を忠実に施行するためには、政府自身においても、憲法及び法律の解釈適用を統一して、自主的に法に則つた政治を確保することが絶対に必要であります。このためには、政府に一元的な法務に関する統轄機関を設け、法律問題に關する

法治下における民主政治を軽視し、法律の解釈適用を統一して法務に関する一元的な統轄をなすことを困難ならしむるものであります。今や破防法が制定せられまして、その実施については甚だしい対策を必要とし、國家の治安と国民の人権の保障に重大なる影響があります。すでに本日から施行せられました破防法の運用について、最高検と国家警察との間に意見の対立を生じておると新聞報紙は報じております。又占

改正する法律案につきまして、社会党
第一控室は反対の意向を申述べたいと
思います。

あるといふ立場をとつております。又調達厅が事实上英連邦軍に對して調達の手伝いをしておりますことは、これは事実行為としては例の吉田・アチソン交換文書によつて行い得る理由はあるかも知りませんけれども、併し法

に施行するためには、政府自体においても、憲法及び法律の解釈適用を統一して、自主的に法に則つた政治を確保することが絶対に必要であります。このためには、政府に一元的な法務に関する統轄機関を設け、法律問題に關する

深甚なる対策を必要とし、国家の治安と国民の人権の保障に重大なる影響があります。すでに本日から施行せられました破防法の運用について、最高検と國家警察との間に意見の対立を生じておると新聞報紙は報じておられます。又占

領治下に行われた多くの法律は改組せられまして、独立国家の出発に際しては新らしき幾多の法律が実施せられんとしておるのであります。これらは新らしき立法に対する解釈適用を統一して自主的に法に則つた政治を確保することがます／＼緊要を加えつつあるのです。この際、法務府と法務監裁の廢止を見んとするがことは、断じて私どもの承服し得ないところであるのであります。

以上の理由を以て、人権擁護局を置くことの改正案に対する反対を表明せざるを得ないのであります。(拍手)通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の結果、通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

先ず行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、以上五案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて五案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、法制局設置法案、調達厅設置法の一部を改正する法律案、以上両案全部を問題に供します。委員長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

す。よつて両案は委員会修正通り議決されました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、法務府設置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

議事の都合により、本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

○本日の会議に付した事件
一、 国連軍との協定に関する緊急質問

一、 安全保障諸費に関する緊急質問

一、 日程第一 消防法の一部を改正する法律案

一、 日程第二 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、 日程第三 労働省設置法の一項を改正する法律案

一、日程第四 文部省設置法の一部
を改正する法律案

一、日程第六 建設省設置法の一部
を改正する法律案

一、日程第七 法制局設置法案
を改正する法律案

一、日程第八 調達厅設置法の一部
を改正する法律案

一、日程第九 法務府設置法等の一
部を改正する法律案

大隈	信幸君	木内キヤウ君
成瀬	惣治君	千葉
小林	孝平君	中田
三好	始君	吉雄君
荒木正三郎君	彬君	酒井義男君
栗山	良夫君	梅津錦一君
紅露	みつ君	深川タマエ君
松原	一彦君	羽生三七君
山崎	恒君	高田なほ子君
岩男	仁藏君	岩木哲夫君
岡田	宗司君	菊川孝夫君
櫻内	辰郎君	一松定吉君
須藤	五郎君	堀木鍊三君
兼岩	傳一君	江田正男君
水橋	藤作君	三郎君
岩崎正三郎君	喜八郎君	眞琴君
東	隆君	加藤シヅエ君
山田	節男君	清一君
カニエ邦彥君	矢鳴	三義君
永井純一郎君	島	清君
佐々木良作君	吉川末次郎君	島
松永	義雄君	小林
佐々木良作君	常子君	相馬
赤松	鼎君	助治君
波多野	益君	小松
曾祢	虎一君	正雄君
片岡	文重君	松浦
國務大臣	木村篤太郎君	清一君
法務大臣	岡崎勝男君	
外務大臣	勝男君	
大蔵大臣	池田勇人君	

政府委員
厚生大臣
建設大臣
野田卯一君
吉武惠市君

法務府法制意
見第三局長
西村健次郎君

昭和二十七年七月二十一日 參議院會議錄第六十七号

明治二十九年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円
(資料費四円)
発行所 東京都新宿区市谷木村町二五
印 刷
電話九段三二一五九〇〇〇
電傳東京一九〇〇〇〇
郵便番号二七二一五九〇〇〇

一六八六